

小口当座貸越根保証

制度の特徴

小規模企業者を対象とした当座貸越の県制度です。

対象者	原則 1 年以上県内に事業所を有し、引き続き同一の事業を営んでいる中小企業者であって、下記のいずれにも該当する者 1. 商工会議所等の会員又は同所の実施する経営指導を概ね 6 か月以上前から受けているもの 2. 常時使用する従業員が 40 名（商業・サービス業は 10 名）以内であるもの 3. 原則 2 年以内に追認（特別）小口保証及び当該根保証の残高（完済を含む）を有するもの 4. 業歴 3 年以上で、債務超過でなく、店舗、住宅又は工場等のいずれかを自己所有し、償還能力があると認められる先で、最近の決算において利益を計上または与信取引が 2 年以上ある先。
保証限度額	500 万円
保証期間	1 年または 2 年
据置期間	—
金利	2.65% 以内（変動金利）
保証料	0.13~1.19%
担保	原則不要
連帯保証人	必要となる場合があります。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。